

審査結果概要書

平成 23 年 9 月 5 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	製紙工場における都市ガスボイラーの更新事業
排出削減事業者名	明治製紙株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
その他関連事業者名	東電工業株式会社
事業実施場所	明治製紙株式会社 鷹岡工場 (静岡県富士市厚原 1 6 7 - 1)
事業の概要	本事業は、既存の都市ガスボイラーを高効率の都市ガスボイラーに更新することにより二酸化炭素排出量の削減を図るものである。
排出削減量の計画	2011 年度：1,962 tCO ₂ /年 2012 年度：2,354 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 4,316 tCO ₂)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2011 年 6 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2011年7月28日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：明治製紙株式会社 鷹岡工場 (静岡県富士市厚原167-1)</p>
追加性を有すること	<p>1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で3.2年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については設備投資額から補助金を差し引いた純投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 本削減事業者は、省エネルギー法の第1種特定事業所でもあり、以前より省エネルギー対策へ積極的に取り組んできた。さらに、静岡県富士市周辺は大気汚染防止に関連する条例・規制が厳しく、予てから大型ボイラーの運転に伴う排ガスの懸念もあり、小型貫流ボイラーへの更新による大気汚染防止対策も進めていきたいという想いがあり、国内クレジット制度の京都議定書目標達成という意義並びに低炭素へ向けた投資に対する国の補助金によるバックアップというチャンスとがマッチし、申請に至ったことを確認した。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>

排出削減方法論に基づいて実施されること

- 1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。
適用条件 1 については、既設ボイラーより高効率のボイラーへ更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。
適用条件 2 については、本事業によりボイラー更新を実施しなかった場合、既存設備を継続利用することが出来ることを関連資料及び関係者への質問により確認している。
適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産した蒸気は全量自家消費であり、他への供給はないことを確認している。
- 2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。
- 3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、1台は使用年数が法定耐用年数である15年の2倍(30年)を越えていないことを確認している。及び、2台は法定耐用年数である15年の2倍(30年)を越えているものの、ボイラー点検記録等により継続使用が可能であったことを質問、資料の閲覧を通じ確認している。

4. 特記事項

・なし